

裁判員社員への対応策

—こんなときどうする!?人事担当者の現実的な不安・疑問にお答えします—

特定社会保険労務士 舟木経営労務事務所 所長 舟木 洋

■社員が裁判員候補者に選任されたとき

裁判員制度が導入されて本年度で2年目を迎え、昨年の11月中旬に裁判員候補者名簿に記載された人に裁判所より通知書が送付されたところです。

「裁判員候補者名簿に記載されたという通知書が届いたのだけれど……」といった社員からの連絡があった場合、どのように対処すればよいのか。また、裁判員候補者名簿に記載されたという通知書を受け取った社員が会社に連絡していない場合、会社はそのことを知らなくても労務管理や業務運営上、支障が生じないのか。など、対処方法についてあらかじめ準備しルールを整備しておかなければ、適切な対処ができず、無用なトラブルや混乱が生じ、重要業務に支障が生じる事態になることが考えられます。

本稿は、人事担当者の不安や疑問にお答えする形式で、裁判員制度の仕組みを理解していただき、会社の業務運営の視点から労務管理上の問題点や業務に与える影響を考え、どのような対処が求められるのかを解説いたします。そして、選任された社員が適正に制度に参加し、労務管理が適切に実施されるためのルールであります就業規則の規定例についても記載しておりますので、今後の規程整備の参考にいただければと思います。

構成

- Q01 裁判員裁判の対象は？
- Q02 休職中の社員も選ばれるのか？
- Q03 裁判員の選任と裁判の流れは？
- Q04 辞退の申し出ができる理由は？
- Q05 候補者への通知書は会社にも欲しいが？
- Q06 通知書同封の調査票を返送しないと？
- Q07 会社への報告を規則化できるか？
- Q08 1年に何回も選任されることはあるか？
- Q09 繁忙期に社員の休みは認め難いが？
- Q10 裁判員の休業期間は無給でもよいのか？
- Q11 有給扱いであれば日当額を差し引いてよいのか？
- Q12 呼出状のコピーを取って確認したいが？
- Q13 裁判の日が会社の休日と重なったら？
- Q14 不選任となった日の午後に出社させてよいのか？
- Q15 裁判が延長された時点で辞退できるか？
- Q16 裁判員の証明書は発行されるのか？
- Q17 非正社員が選任されたときの扱いは？
- Q18 選任の情報について会社の管理責任は？
- Q19 裁判期間中の事故は労災の対象か？
- Q20 出頭しなかったときの罰則は？

■舟木 洋

神奈川大学工学部卒業、企業の総務部・人事部、社会保険労務士事務所を経て平成6年に現事務所を開設。東証1部上場企業から中堅・中小企業まで、その企業に合った人事・労務の助言・支援を行う。セミナー、執筆活動でも活躍中。著書に『変革期の人事基礎知識』（産能大出版部）、『人事労務の法律事典』『新賃金制度導入の手引き』（以上 自由国民社）、『人事労務診断ハンドブック』（日本経済新聞社）、『年金制度改正のポイント』（新日本法規出版）、『新人事・総務部員の基礎知識』（政経研究所）ほか。

●舟木経営労務事務所

〒105-0004 東京都港区新橋一丁目1番1号 日比谷ビルディング7F
 TEL：03-3595-7040（代） FAX：03-3595-7041
 ホームページ：<http://www.funaki-sj.com> Eメール：info@funaki-sj.com